

○野村主査より、後藤委員から黒木委員へ交代することについて報告があった。

【野村主査】 それでは、議事に入りたいと思いますが。その前に、先日国会で著作権法の改正案が成立したと聞いておりますので、そのご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【関文化庁審議官】 それでは、著作権法の一部改正法案につきましてご報告をさせていただきます。

今国会に提出をしておりました著作権法の一部改正法案でございますけれども、先生方既にご存じのこととは存じますけれども、衆議院、参議院ともに全会一致で原案どおりの内容で成立をしたところでございます。19日付の官報で公布されてございます。

著作権法の改正といたしましては、平成18年秋の改正以来、2年半ぶりの改正でございます。内容的には現行著作権法が制定されて以来の大改正になったわけでございます。この法案の作成に関しましては、先生方に大変なご尽力を賜りましたことを改めてこの場を借りまして御礼を申し上げたいと存じます。本当にどうもありがとうございました。

国会での審議の状況でございますけれども、ただ今申しましたように、最終的には全会一致、衆参ともに全会一致でお認めをいただいたわけでございますけれども、主に議論になりましたのは3つの点でございました。内容的には非常に広範な法案だったわけでございますけれども、議論がなされましたのは主に3点でございまして。30条、それから31条、それから障害者のための利用、37条、37条の2でございます。以下順にご説明申し上げます。

30条につきましては、いわゆる違法ダウンロードについて30条の私的複製の対象から外すということでございまして、違法な著作物の流通の抑止を目的とするものでございました。この点につきましては、主としてユーザーのインターネットの利用を妨げるのではないかという観点からのご質問が多くなされたところでございました。

それから、次の31条の2項、国立国会図書館における複製につきましては、ちょうどグーグルブックサーチが問題になっていたこともございまして、グーグルに係る質疑、あるいは今後の国会図書館の所蔵資料の利用の可能性等々についての質疑がなされたところでございます。

それから、3点目、障害者の情報利用機会の確保、37条の3項、それから37条の2の改正につきましては、それぞれの規定に設けましたただし書きの解釈なども含めまして、従来から行われてきたボランティア団体などの活動が阻害されないようにとの観点からのご指摘等々をいただいたところでございます。

以上、簡単にご報告申しましたけれども、この衆参両院の委員会の状況につきましては、既に会議録となって印刷されておりますし、あるいはホームページ等でもご覧いただけますので、ぜひご参照いただきたいと思います。衆参両院ではそれぞれ付帯決議も付されてございますので、併せてご確認いただければと存じます。

著作権問題につきましては、まだ様々な課題がございます。また、各方面からのご要望も尽きないところでございますので、先生方におかれましては引き続きのご審議とご尽力、特に基本問題小委員会といたしましては大所高所からのご議論をぜひ賜れればと思っておりますのでございます。

最後でございますが、今回の改正につきまして、ご尽力、ご協力賜りましたことを重ねて厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、まず、本日の議事の段取りを確認しておきたいと思っております。本日は、前回の議論を踏まえて、今後中心的に議論すべき論点と、議論の進め方についてご議論いただき、共通理解を得たいと存じます。

その議論に入る前に、先週24日に知的財産戦略本部で知的財産推進計画2009が決定されているようですので、その内容について事務局から説明をお願いいたします。

続けて、先月著作権法施行令が改正されているようですので、その政令改正についても、事務局よりご説明をお願いいたします。

【遠藤著作権課課長補佐】 それでは、先週24日に決定されました知的財産推進計画2009についてご説明いたします。資料は参考資料2-1、2-2、2-3とございます。

まず、参考資料2-1でございますけれども、これは本年4月6日の知的財産戦略本部会合で決定をされました第3期の知的財産戦略の基本方針でございます。これは2009年度から2013年度までの5年間の我が国の知的財産戦略の基本的な方針を示すものでございます。参考資料2-1はその中から著作権関係部分を抜粋したものでございます。

参考資料2-2は、これが先週24日に決定されました2009年の推進計画でございます。この計画は、第3期の知的財産戦略の基本方針に基づいて、2009年度に推進すべき施策を示したものでございます。2-2も同じように、著作権関係部分を抜粋したものとなっております。

この2-2の構成でございますが、前半が重点施策ということで、1ページ目からとなっております。後半の8ページ目以降が施策一覧ということで全ての施策が載っております。この施策一覧のうちの※がついているものが前半の重点施策に挙げられたものでございます。

参考資料 2－3 は、この 2 つ、第 3 期の知的財産戦略の基本方針、それから 2009 年度の知的財産推進計画を対照表にしたものでございます。両方の内容が出ておりますので、この参考資料 2－3 を使ってご説明をさせていただきたいと思っております。

左側が第 3 期の基本方針でございます。右側が 2009 年の推進計画でございます。この右側の 2009 年度の推進計画につきましては、先ほどの参考資料 2－2 の施策一覧の内容と同じになっております。また、それぞれ施策に番号がついております。例えば最初のフェアユースの部分は 10 (267) とあります。この 10 というのは参考資料 2－2 の中の施策一覧の番号と同じものでございます。括弧書きの中の番号は、これは施策一覧の中で 2 カ所に再掲という形で同じ内容のものが入っている部分がございますので、同じ内容が 2 カ所に掲載されている場合は 10 (267) と、こういうふうになっております。また、※が重点施策ということでございます。

また、それぞれの項目の最後に括弧書きで担当の省庁が書いてあります。例えばフェアユースの部分でいいますと文部科学省、次のものは外務省、文部科学省、経済産業省とこういうふうになってございます。

では、以下順番に内容をご紹介します。

初めに、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入についてでございます。右側の 2009 の計画の方をご覧ください。著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009 年度中に結論を得て、早急に措置を講ずると、こういう記載になっているところでございます。

また、次のハイレベルな知的財産外交の推進につきましては、文部科学省、文化庁において、関係省庁と連携して 2009 年度から推進していくということでございます。

また、次の項目は、海外市場における模倣品・海賊版対策の強化ということで、122 番模倣品・海賊版拡散防止条約の早期妥結を目指す。123 番侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する。125 番多国間の取組をリードする。126 番は模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する。130 番としてコンテンツ海外流通マーク（C J マーク）の活用を促進する。こういった内容について、警察庁や外務省などの関係省庁と連携して推進していくという内容になってございます。

続いて、国内における模倣品・海賊版の取締りの強化ということで、これについても、134 番巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の流通に対応した取締りを強化する。136 番劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する。137、138 として、模倣品・海賊版に関す

る国民への啓発活動を強化する。145番インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する。これらについて、海外の対策と同じく、関係省庁が連携して取り組んでいくということになっております。

続きまして、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化でございます。ここにつきましては、147～150として、著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化するというところで、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方や、プロバイダの責任の在り方等法定保護の在り方、権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策等、ネット上の違法コンテンツ対策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得るということで。これも関係省庁が内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省となっております。文部科学省におきましては、後の方で同じく出てきますが、いわゆる間接侵害に係る課題についての検討を行うということになっております。

また、この ii、iii、iv、続いてございますけれども、これらも総務省あるいは警察庁といった関係省庁と連携しながら文部科学省としても取組を推進していくということでございます。

また、5 ページになりますけれども、デジタル・ネット環境の進展に伴うコンテンツ取引システムの構築ということで、これも2009年度から音楽配信における利用データを集中処理し、円滑な使用料分配を可能とする「著作権情報集中処理機構」の利用状況を把握し、その円滑な運用を支援するということになっております。

続きまして、著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化ということで。これについては、著作権法上のいわゆる間接侵害に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、2009年度中に一定の結論を得ることが記載されております。

また、269～271でございますが。利用と保護のバランスに留意しつつ、適正な国内制度を整備するというところで。著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

e ラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。

そして、医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の情報処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009

年度中に一定の結論を得るということになっております。

続いて、デジタルコンテンツ流通の促進でございますが。これにつきましては、272～275ということで、契約ルール等の確立により、デジタルコンテンツの流通を促進するということで。放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を図るため、映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会における民間の自主的な合意形成等を通じ、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進する。

放送コンテンツに係る取引を促進するため、放送番組の出演者にかかる権利処理の円滑化や不明権利者の探索等の効率化に取り組む実演家団体による組織の活動状況を把握し、その円滑な取組を支援する。この i、ii については主に民間の取組への支援ということになっております。

iii 番として、著作権法の裁定制度の改正を踏まえ、所在不明の権利者がいる場合におけるコンテンツの二次利用を円滑に進めるための制度等について検討を行い、2009年度中に結論を得る。これは先ほどご説明をいたしました法改正を受けた政令の制定などで実施をしていくということでございます。

iv 番として、放送コンテンツ等のデジタルコンテンツの権利処理の進捗状況等を踏まえ、流通促進について多角的観点から適宜法的対応の検討を行うということで。これは必要に応じて検討していくということでございます。

続きまして、クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境整備でございます。これにつきましては、情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境について制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、2009年度中に一定の結論を得るということが記載されております。

続いて、277番では、インターネット上でのユーザーの自由な創作・発表を促進するということで、ユーザーの自由な創作・発表を促進するための自主的な取組を支援するとともに、複数の者が創作に寄与するコンテンツの権利の取扱い等について検討を行い2009年度中に一定の結論を得る。

そして、278番としては、集中管理を拡大するということで、権利者に対し利用実態に応じた適正な利益を還元する著作権等管理事業者の取組を支援するとともに、集中管理の実態を把握し、権利委任者の拡大や対象となる権利の委任範囲拡大を支援する。278番については、これは民間の取組を支援していくということでございます。

そのほか、299、300として、行政サービスの質の向上に向けた取組を強化する。そして、著作権登録制度の運用を改善すると、こういった内容も挙げられております。この中で2009年度中に一定の結論を得るという部分につきましては、この文化審議会の著作権分科会の中等で検討を進めていくということに文化庁としてはしているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

【黒沼著作権課課長補佐】 それでは、引き続きまして、参考資料3で著作権法施行令の改正についてご説明をさせていただきたいと思っております。合計で4つの資料がクリップ留めされているかと思っております。著作権法施行令等の一部改正の概要と書かれた資料と、それから新旧対照表になっているものが2点、それぞれ著作権法施行令と著作権法施行規則の改正の新旧対照表でございます。それから最後が、その施行に際して発出しました施行通知でございます。

こちらの内容は、ご案内のように、昨年6月17日に文部科学省、経済産業省の両省でダビング10の早期実施に向けた環境整備のためにこの政令の改正を行うということで合意を行ったものでございまして、それに基づいて政令の改正をしたものでございます。

改正の内容といたしましては、私的録音録画補償金、著作権法第30条第2項の補償金でございますけれども、こちらは政令で指定した機器によって政令で規定された記録媒体に記録された場合に補償金の義務がかかってくるというものでございまして、こちらの対象にいわゆるブルーレイ・ディスク、その規格による録画機器と記録媒体を追加したというものでございます。

具体の規定の内容につきましては、非常に技術的で細かいものではあるのですが、今までのDVDですとかほかのここまでの政令に倣いまして、光ディスクの基板の厚さですとかディスクの大きさなどなどについて着目しまして、ブルーレイ・ディスクということを特定できるように規定を設けたところでございます。

この政令は、省令も含めまして、5月15日に公布をされまして、22日から施行されているところでございます。

なお、施行に当たりまして、施行通知の方を発出しておりまして、いろいろとこれまでの政令を規定するまでの経緯ですとか周辺の状況などについて、2.の留意事項のところでご説明をさせていただいております。最後の部分でございますが、こちらは政令の改正に多少時間がかかった経緯としまして、関係省庁の間でいろいろ調整をしてきたわけでもございまして、そういった経緯も踏まえまして、施行通知に記載されている部分でございますけれども、アナログチューナーを搭載していないレコーダーが出荷される場合、それからアナログ放送が終了する

23年7月24日以降については、これまで関係者の意見の相違が顕在化して、製造業者等の協力が十分に得られなくなるおそれがあるということを認識として書いてございます。そして、今後、関係者の意見の相違が顕在化する場合には、その取扱いについて検討し、政令の見直しを含む必要な措置を適切に講ずることとしていると。このような施行通知を合わせて発出するというようにしたところでございます。

ざっとご説明は以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の参考資料2及び参考資料3の説明につきまして、ご質問ご意見があればご発言をお願いしたいと思います。

特によろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが。今後の議論の進め方ということで、今後本小委員会を進めていくに当たり、想定される論点と今後の議論の進め方に関して、事務局に資料を用意していただいておりますので、まずその説明をいただきまして、それについて議論をお願いしたいと思います。

【黒沼著作権課課長補佐】 それでは、資料1、それから資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料1につきましては、前回の小委員会でこの小委員会として何を中心に議論すべきかを明らかにすべしというご意見もございましたので、その前回出てきたご意見をどのようなことを議論すべきかという項目ごとに分けて整理を試みたものでございます。

1. は検討すべき課題についての意見ということで、比較的具体的な課題について言及のあったものというグループでまとめてございます。

それから、4ページ以降は2. としまして、個別課題以外の検討の視点、議論の進め方についての意見ということで、個別の課題、政策課題にとどまらないより大きなことを議論すべきだという観点からのご意見を中心に整理をしております。

では、1ページの個別の議論についてのご意見から、どのようなご意見があったかご紹介をさせていただきたいと思います。

最初の3点は総論的な事項でございまして、課題の優先順位をつけるべきであるというご意見で。その中では特に、数百年に一度の構造変化であるデジタル化によって引き起こされた問題、録音録画補償金やIPマルチキャストの問題などが例として言われておりますけれども、こういったものを優先すべきということ、優先順位をつけていくべきだというご意見でござい

ます。2点目は、私的録音録画補償金や保護期間延長問題よりももっと大事なことがあるのではないかというご指摘。3点目は、私的録音録画、保護期間、フェアユースの3つの課題以外の問題点についても具体的な施策につながるよう議論していくべきだというご意見でございます。

その次からは個別の課題についてのご意見ですけれども。意見が多くあったのは、大きく3点でございます。①権利制限の一般規定について。2ページからは②私的録音録画補償金に関する意見。3ページには③保護期間の在り方についての意見という形で大きくまとめて整理してございます。

まず、①の権利制限の一般規定についてのご意見でございますが。ここは大分踏み込んだ個別的なご意見も出てきております。1番目のご意見は、普通の人々が普通に裁判を起し、懲罰的に賠償が取れる社会であれば成り立つだろうけれども、今の日本の社会では裁判はそこまで一般的ではないということで、日本をそういう裁判社会に持っていく強い覚悟があるのかというようなそういった社会の根本的な問題として問われるべき問題であるというご指摘でございます。

2番目のご意見は、グーグルの書籍のデータベースを題材に、日本版フェアユースが導入されると著作権法そのものを骨抜きにするような危険があるという認識を持つべきだというようなそういった前提でご議論すべきだというご指摘でございます。

3番目のご意見、こちらは日本版フェアユースについては、著作権の根幹に関わる重要な問題だということをご指摘をされた上で、権利を制限しなければ不都合が生じるとされる個別事例について、保護と利用のバランスを十分に吟味するなど、拙速にならないよう検討すべきということでございます。

その次の意見は、文化論的視点からの議論が必要というご指摘でございます。アメリカの社会と我が国とでは社会の仕組み、国民意識の違いが大きいということ。それから、この規定は世界標準の規定ではないと、導入は慎重であるべきというご指摘ございました。

権利制限の一般規定についてはそのような観点からのご指摘ございました。

その次の②は、私的録音録画補償金に関するものでございますが。最初の3点につきましては、これまでの私的録音録画小委員会でご議論されてきた議論のおさらいのような形になってございますけれども、1点目は、家庭内録音というのが全面的にオーケーというのではなく、既得権のようになって当たり前になってしまうことは危険だというご指摘でございます。

2点目は、例えばプレイシフトなどのために同じ値段を出してもう1枚CDを買うというよ

うな消費者はいないということを前提に、そのための録音を認めることで損害が生じているというのであれば、どのような損害であるかをきちんと説明すべきだというご指摘でございます。

その次の点は、補償金制度は若いクリエイターを育てるためにあるということを言われるけれども、若い人は補償金制度の枠外にいるというようなこともあって、フェアではないのではないかというご指摘でございます。それから、制度を続けていくということ自体が文化を支えるというところから離れて、もっと大きな見地から話をすべきというご指摘ございました。

4点目からは今後の検討の視点のような形でございますけれども、家庭内録音のそのものの意義についてのご意見でございます。家庭と公共の場が近くなっている、あるいは境界線があいまいになっているというような中で、技術の進歩、社会体系の中で私的ということの意味と範囲についてのそもそも論を議論すべきだというご指摘でございます。

その次のご意見は、私的録音録画補償金制度は、利用者と権利者の双方の権利のバランスをとり得る唯一の方法であるということから、私的録音録画補償金をなくすことありきではなく、補償金制度の本質から議論すべきというご指摘でございます。

その次のご意見、こちらはデジタル録音録画機器の文明論的位置づけ、あるいは文化論的に見た創造活動への影響などを含めまして、そもそもなぜ私的録音録画補償金が制定されたのかということや、今日的な意義など、大元に立ち返って議論すべきというご指摘でございます。

その次の意見は、法制度以外での解決を模索すべきだというご指摘でございます。コンテンツに資金を移動するファンドなど、補償金スキームでなくても問題は解決するかもしれない。民間のアプローチも含めて考えていくことが必要だというご指摘でございます。

その次は検討の視点のようなご指摘でございますが、利害対立の構図ではなく、どのような選択肢であっても双方にとってプラスマイナスがあるということを確認した上で、多様な選択肢を冷静に分析して比較検討すべきというご指摘ございました。

それから、③は保護期間の在り方についてのご意見でございます。1番目は、著作権保護期間というものは利用する側の人間が都合よく決めてよいものではないというご指摘と、権利者と利用者という立場から離れず、自分たちの意見を主張して対立しているだけでは解決は見出せないというご指摘でございます。

すみません、その次のところはちょっと1番目の意見の編集の関係で残ってしまったもので、同じ意見でございます。削除していただければと思います。恐縮でございます。

3点目でございますけれども、こちらは個別の施策についてのご意見でございますけれども、実演家の保護期間についてでございます。存命中に権利が亡くなってしまう問題を抱えてい

るといふことと、戦時加算撤廃についても積極的な取組が必要というご指摘でございます。

その次のご意見は、裁定制度の簡略化について、簡略化を具体的に進めていくかについてこの場でご議論すべきというご指摘でございます。利用の円滑化のシステムを確立すれば、保護期間の延長問題もほとんど解決するのではないかというような観点からでございます。

最後のご意見は、また先ほどのご意見の再掲でございますが、権利者と利用者の利害対立という構図で議論すべきではないというご指摘でございます。

そのほか、今までの3つの課題に含まれない個別課題としましては、④として、コンテンツのネットワーク流通推進方策について議論すべき。あるいは、グーグルの和解の影響について検討すべきというようなご提案もございました。その次のページにいただきました。その次は美術品の画像のネットオークションなどの利用について権利制限がされたということに関係するご意見ですけれども、いわゆる追及権ですとか、画像を利用することによって得た利益から何らかの権利的なものを考えていっていいのではないかなどなど、様々なケースで著作権を守ることにについて考えていくべきというようなご指摘がございます。

最後のご意見は、むしろ事務局への宿題ということなのかもしれませんが、審議会で1つの議論に集約されなかったときの考え方というものを考えていく必要があるのではないかとご指摘でございます。

その次の2.からは、個別課題以外、もうちょっと大きな視点から検討すべきというようなご指摘を中心に整理をしたものでございます。

①は、著作権制度の意義についての検討が必要だというご指摘をまとめておきまして、1番目は、適正な利益が権利者に還元することが真のコンテンツ産業の振興方策であるということから、これを実現するものが著作権法であるということから、著作権の意義の再確認が必要なのではないかというご指摘でございます。

それから、2番目は、この小委員会では人のものを黙って使ってはいけませんとか、一番尊重されなければならないものは何なのかというところを議論すべきということでございます。

それから、3番目、4番目につきましては、同じような観点からのご指摘でございますけれども、基本に立ち返って、著作権とは何かというところ、それから、今置かれている社会の環境の変化の方向性はどうかという点。それから、それを踏まえて著作権をめぐる環境の変化がどういうもので、現状にどのような課題があって、将来どういう方向にもっていくべきかというそういった大きな方向性について議論してはどうかというご指摘でございます。その次のご意見も同様でございます。

そのページの一番下のご意見は、むしろ逆の、逆というわけではないのですが、それに対してもうちょっと別の観点から議論もできるというようなご指摘でございまして、テクノロジーの急激な変化、ネットワーク社会の急激な進展と言われるけれども、それが本当に全て著作権に関係があるのか。著作権に関係がある部分とない部分とを区別して議論すべきだというご指摘でございます。

それから、その次の5ページの一番上のご意見でございますけれども。こちらは、これまでの権利制限の検討などでは、個別の課題について1つ1つが適切かどうかという観点で議論してきたけれども、その個別のケースの積み重ねが現在昭和45年以降のトータルで見た場合にバランスとしてそれがまだバランスが保っているのかどうか、それを検証してみる必要があるのではないかとご提案でございます。

それから、その次のご意見は、個別の課題あるいは著作権の既存の定義から出発して結論を導くのではなくて、ある利益について法的に保護されるべきなのかどうか、裸の価値判断も考えていくべきだというご指摘でございます。

それから、最後は、検討のこれは進め方の方に入れてもよかったのかもしれませんが、検討の視点のようなご意見でございまして、定量的なデータに基づく議論が少ないというご指摘でございます。制度のアプローチあるいは市場のアプローチのバランス、有効性を定量的に踏まえて政策を考えていくことも重要というご指摘でございます。

その次の②は、文化政策について議論すべきということですか、制度以外について検討も視野に入れるべきだというような観点のご意見をまとめたものでございます。

1点目は、法律の改正に直結するような結論だけではなくて、文化行政の中での著作権の在り方について提言をしてもいいのではないかとご指摘。

その次のご意見は、コンテンツ流通が文化の側面から議論されることが少なかったということから、流通量だけふやせばいいということではなくて、日本という文化のブランドを作る、あるいは文化の質と量の両方でいかに文化を発展させていくか、そういったことが文化政策として一番大事ではないかとご指摘でございます。

その次のご指摘も、短期的な産業政策よりも長期を要する文化政策に立ち戻ることの重要性についてご指摘でございます。

その次のご意見は、法制度以外のことも考えていくべきだというご指摘でございます。法制度は数多い手段の1つに過ぎないということでございまして、時間のかかる法制度のアプローチだけではなくて、現実のビジネス、サービスをどう動かすのかなどなどについて、実態面の

アプローチも同時に考えていくことが必要というご指摘でございます。

その次の6ページにわたって書かれているご意見の後半部分も同じ趣旨でございます。法制度の改正のみではなく、契約を含むビジネス慣行の改善、技術の開発などなどの可能性を検討すべきということでございます。

その次のご意見は、お金の問題ではなく、精神的な面があることで話がこじれているのではないかというご指摘をされてございます。例えば、よくリスペクトという言葉が出てくるけれども、実際は、権利者がリスペクトを感じるのは、その制度が存在することということになってしまっているのではないかというご指摘でございました。

最後の3番目は議論の進め方でございます。こちらは具体的に議論の進め方でご意見をいただいた3点、概ね大体共通をしてございますけれども。1点目は、コンテンツを提供している事業者など外部の人からヒアリングをして、それを基に基本認識を作っていくような議論の進め方をすべきだということでございます。

2点目は、こちら外部からのヒアリングをご提案されているご意見でございますが。法学以外の各学問分野、学際的な分野の研究の成果を活用すべきと。そういった方からの意見を聴取することも有益ではないかというご意見でございます。

最後のご意見も同様でございます。ネットワーク社会の創造ではなく、リアリティーのある現場が分かるように専門家の意見も聞いた上で議論していくことが有益というようなご指摘でございます。

ざっとこのような形で整理をさせていただきましたけれども、このような前回のご意見を踏まえてどのような論点を設定していくか、それから議論の進め方はどのようにやっていくかということをもとめたのが、非常に簡単ではございますが資料2でございます。

ご意見としては、個別の課題についての議論していくべきだというご意見と、それからより大きな視点に立って議論をしていくべきだと、大きく2種類あったわけでございますけれども、これを順番として整理をいたしますと、①としては、まずは文化振興に関する施策体系の中で著作権制度が担っている意義、役割はどのようなものか、もう一度意義を再確認すべきだというご意見もありましたので、これを順番からするとまずこれが第1点になるのではないかとということでございます。

それから、それが最近の社会の大きな変化の中でどのような影響を受けているのかについても議論すべきだというようなご指摘がございましたので、そういったものをまとめたのが2番目でございます。②表現手段、流通手段の変化、昨今であればデジタル化ネットワーク化と言

われておりますけれども、そういったものの中で著作権制度の果たす役割に変容が生じているのかというような点。

こういったまず大きなところをご議論していただいた上で、3番目で、こういったことを踏まえて、今まで解決の得られていない課題を含めて、今後の著作権関連施策についてどのような方向をとっていくべきか。このような順番でご議論いただいた方がよろしいのではないかと、いうふうに思っております。

その際、③に関しましては、法制度以外のことも視野に置くべきというようなご指摘もございましたので、そういった著作権制度とほかの手段との関係をどう考えるかということも併せて中で議論が出てくるのかと思っております。

それから、今後の議論の進め方でございますけれども、こちらは具体的にご提案のあったご意見は皆、まず関連のところ、有識者あるいは事業者などを呼んで、実態を踏まえたご議論をすべきだということでございましたので、案といたしましては、まずは関連分野の有識者あるいは著作物等に関連する事業を行っている事業者からこれらの上の論点についてヒアリングを実施して実情を聴取してはどうかということでございます。

ヒアリング対象としては、まず関係の学問分野の有識者として、著作権法学、著作権制度が担っている意義、役割を検討する上ではもちろん必須でございますので、そういったものを含めて。それから、それ以外の分野の方も呼びしてはどうかというふうに思っております。

2番目は、関係事業者でございます。

3番目は、事業以外の文化関係団体、経済団体などなどでございます。

具体的にどこをお呼びするかということについては、またご意見を賜ればと思いますけれども、こういった形で今後議論を進めていければというふうに思っております。

長くなりましたが、以上です。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の資料1及び2の説明も含めまして、今後中心的に議論すべき論点と議論の進め方について自由にご意見を伺いたいと思いますので、どなたからでもご発言自由をお願いしたいと存じます。

宮川委員、どうぞ。

【宮川委員】 意見を述べる前に、タイムフレームといいますか、どういう時間の中でどのくらいの委員会の開催が予定されているか、それを教えていただければと思います。

【黒沼著作権課課長補佐】 大きな課題を今回設定させていただきましたので、そうそう簡

単にポンポンと議論が進むような話ではないかと思っております。文化審議会は、委員の任期が1年ということでございますので、それを視野にスケジュールは組んでいこうとは思っておりますが、ただ、1年間で確実に結論が出るかとかそういった目標を現時点で必ずしも設定しているわけではございません。どのような論点が提示されるか、それに応じて柔軟に考えていこうかと思っております。

【宮川委員】 ありがとうございます。

【野村主査】 よろしいでしょうか。

【宮川委員】 結構です。

【野村主査】 具体的な中身についてご意見いかがでしょうか。

それでは、三田委員、お願いいたします。

【三田委員】 非常に大きな問題提起がなされ、様々な意見を聞いてじっくり時間をかけて議論をしていくということで、これは大変有意義なことだというふうに考えます。しかしながら、今この著作権に関する問題というのは様々な分野で、特にネット配信等の事業で、新しい機器の出現であるとか新しいシステムの確立であるとか、時間の流れが非常に速いんですね。で、それに対して著作権についての議論のテンポが非常に遅いということが問題となっているのではないかなというふうに思います。日本版フェアユース規定というような非常に暴力的な提案が出されるのも、技術の進歩に対して著作権の改革が即時的に対応できないというところに問題点があるのではないかなというふうに思います。

私は一番必要なのは、議論のテンポを速め、必要ならばどんどん改革を行っていくということが大切だろうと思います。そのためには例えばヒアリングを行うにしても、ターゲットを絞って、なるべく具体的に議論を展開することが必要でありますし、またここで行われる議論のテンポをもっと上げるという努力をされてはいかがかなというふうに思います。

例えば、今日これまでもうかなり時間がたっているわけですね。なされたことは何かというと、配布資料をただ読み上げるだけであります。これは、配布資料を会議の1週間前に送付していただいて、ここに参加する委員の方は全員それを読んできるということをやれば、スタートの時点からいきなり議論が始められるわけですね。

それから、関係者を呼んでヒアリングをするにしても、事前に資料を出していただいて、何か話されるにしても、もうその内容を予め文章にして提出をしていただいて、全員で読んできるということをやれば、来ていただいた方にいきなりこちらから質問をするということで、テンポは速まるだろうと思います。

その上でなるべく具体的に利用者の意見もよく聞いて、何をどう変えて欲しいのかということを知り、その問題点について検討し、必要ならば法律の改正を積極的に進めていくというような、そういう目標を持った議論をすべきではないかなと。様々な方の意見を聞いてじっくり時間をかけて、1年、2年がすぐたってしまうというようなことでは、結局のところ全てフェアユースにしてしまっただけで裁判所に全てを委ねてしまうということでは、この著作権分科会の意義が全くなくなってしまうのではないかなというふうに感じます。

以上です。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの方、ご意見いかがでしょうか。今後の議論の進め方、それからその論点についてご意見ございましたらぜひお願いしたいと思います。

松田委員、どうぞ。

【松田委員】 文化論的視点とか産業との整合性等というふうにするかという大きな問題がある一面において、フェアユースの議論は具体的なビジネススキームを即座に対応できるような社会構造を作り上げようというこういう視点があるわけです。

今までフェアユースについて議論をされているものを読んだり、それから会議を傍聴して、具体的にフェアユースとして今どんな問題があるかということについては、具体的な提案というものがありません。ビジネススキームとしての事象というものが示されていません。将来何か起こるかもしれないビジネス的な需要について、フェアユースを予め規定として求めているんだということでは委員会で議論がしにくいのです。ぜひ、今こういう問題があるからフェアユースの導入を議論すべきであるという具体的な提案をしていただかないと、委員会での議論ができません。ビジネススキーム容認のためのフェアユース導入論の立場の方々の意見を出していただきたいと思います。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

先ほどの三田委員のご意見もとてもだと思えますけれども、事前配布というのが実際には今までなかなかできておりません。若干1日か2日前に送られてくることもありますけれども。これは事務局にとってはなかなか大きな課題かと思えますけれども。いかがなんでしょう、事務局としては。

【黒沼著作権課課長補佐】 すみません。今回は配っている資料の割に送付が遅くなってしまっていて大変恐縮でございます。今回どのような進め方でご議論いただくかというのがなかなか事務局でもプランが固まらなくて、そういう観点でちょっと遅くなってしまいました。早めに

ご準備するように努力したいと思います。

【野村主査】 大林委員、どうぞ。

【大林委員】 想定される論点と今後の議論の進め方をおまとめいただいたことは、非常に有難く思います。具体的問題がいろいろあります。それをどのようなまとめ方で議論していくのか。毎回テーマを絞ってやるのかどうか、ということがあると思います。

それから、知財推進計画の中で、2009年度中に結論を得るというテーマがいくつかありますが、それらとどのように関わらせていくのか、この点も考えた方がいいのかなと思います。

緊急課題というの、それぞれのお立場によって違うかもしれませんが、その都度こちらから申し出れば、取り上げられていくのか、そのへんのこともご整理いただけたらと思います。

【野村主査】 何か事務局からございましたら。

【黒沼著作権課課長補佐】 知財計画との関係につきましては、確かに知財計画ではこのようなスケジュールを進めろということで政府全体で決定がされているわけですので、我々としてもそのスケジュールを十分見ながら精いっぱい努力をしていきたいというふうには思っております。ただ、どう議論が進んでいくかにつきましては、どのような論点が出てくるか、どのような課題のご提案があるか次第によって大分議論の向きが変わってくるだろうと思っておりますので、知財計画はもちろん頭に置きながらではございますが、そういったこの委員会での審議の状況を見て、適宜調整していきたいと思っております。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

【関文化庁審議官】 今まで幾つかご指摘をいただいた点でございますけれども、資料2を作らせていただいた趣旨を若干補足させていただきますと、これは前回のご議論を踏まえたつもりでございますけれども、やはり私どもとしてこの基本問題小委員会でご議論いただきたいのは、著作権制度の意義等をもう一度再確認していただければと思っているところでございます。

もちろん、三田先生ご指摘のように、非常に流れが速い、それに対して著作権法、あるいは著作権法をめぐる議論がきちんとついていっているんだろうかというご指摘はあろうかと思っておりますけれども、逆に言えば、そういった中であるからこそ、1の①に書きましたように、文化振興に関する施策の中で著作権法、著作権制度というのが一体どういう役割を担ってきたのかということを確認していただきたい。その上で、②といたしまして、いろいろ昨今の変化ということが言われているわけでございますけれども、その変化の中で著作権法、著作権制度の

果たしてきた役割、果たすべき役割に変容が生じているのだろうかといったところをステップを踏んでもう一度ご議論いただければと思っておるところでございます。

それから、その際、資料の事前配布等、審議の促進をというご指摘ございましたので、それはそれとして私ども事務局として努力をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一点、知財推進計画2009等々知財本部の動きとの関係でございますけれども、基本的な考え方は今課長補佐の黒沼の方から申し上げたとおりでございます。政府の知的財産推進本部で決定された事項でございますので、文化庁としても当然それを目標として検討を続けていかなければいけないという役回りになるわけでございます。ただ、私ども文化庁といたしましては、著作権法の担当省庁でございますので、当然どのような結論を出すにしろ、きちんと議論して、その上で結論を出すということが必要であろうと思っておりますので、まさにこの著作権分科会のおきましても、十分ご議論賜りたいと思っておるところでございます。

【野村主査】 ほかにご発言いかがでしょうか。

河村委員、どうぞ。

【河村委員】 ヒアリングを行うというようなことが書かれているわけなんですけれども、今日数少ないご意見、ご意見そんなに多くなかったんですけれども、お話を聞いて考えたのは、やはりこの委員会の名簿なんかを見させていただいても、いろいろな立場の方がいらっしゃいますし、いろいろなお考えはそれぞれ微妙に違っているとしても、賛否を問えば、ここでの多数の方の結論が一致しているというようなテーマが出てくるのかなというふうに感じております。

ですから、ヒアリングを行うときには、先ほどの例えばフェアユース1つにつきましても、今ここで私意見は申し上げませんが、例えば三田委員のようにそれは暴力的な制度だとおっしゃるような立場と、その反対の立場、フェアユースの考え方の導入は必要であるということを経験的に主張できる方の双方の意見をちゃんと聞かなければ、ただ中立的であったり、米国のフェアユースの考え方はこうであるというような学術的なお話だけ聞くということではほとんど促される結論が見えています。

それで、松田委員のおっしゃったこと、私実にそのとおりでなと思いますので、具体的な事例を挙げて、双方の立場からきちんとと言える方を呼んでいただきたいというふうに思います。

【野村主査】 ほかにご発言いかがでしょうか。

特に今日の段階でよろしいでしょうか。まだ時間十分ございますので。

ヒアリング対象もここではかなり抽象的に書かれていますけれども、これについても何かご意見ございましたら、こういう分野の話を聞きたいということをおっしゃってください。今河村委員からはそれぞれ違った立場で明確に話をさせていただける方を呼んでほしいというお話ですけれども。

ほかに何か、ヒアリング対象とか何かについてお話ございましたら。

それでは、まだ時間は十分ございますけれども、いろいろ具体的なご意見ご提言をいただきましたけれども、それを踏まえて今後の進め方としては資料2にあるような方向で大体大筋としてはよろしいとご了解いただいたということでもよろしいでしょうか。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 何かこのまま終わってしまいそうな気配があって。もうちょっと私の方から具体的なことを申し上げたいと思います。今、利用者の方から、現行の著作権法及び現行のシステムについて不満がたくさん出ているということを感じております。例えば保護期間の延長について、2年間議論を進めてきたわけでありましてけれども、利用者の方々から延長されると大変に困るというようなご意見が多数寄せられております。しかし、この問題の大部分は、実は行方不明になった方が多くて、許諾の求めようがないというようなご意見。つまり、50年を70年に延長しますと、もっと昔の作家あるいはご遺族に許諾を求めなければいけないことになる。これが大変であるというようなご意見であります。

それから、例えばデジタルコンテンツ流通促進法制などというものが一時言われておりましたけれども、これも昔テレビドラマに出ていた人が行方不明だとか。要するに許諾が求められない人が多数にのぼるので、こういうものを何とか解決してほしいということでもあります。

こういう問題は具体的に裁定制度を確立していなくなった人の分は、例えば非常に簡易な供託金を積むことによってすぐ利用できるというようなシステムを作れば解決する問題であります。

それから、今ちらっと耳に入った教材をネット配信するというような問題について、これについても一つ私の方から提案をいたします。今教育現場では35条で作られた教材を、学校のコンピュータのサーバーの中に蓄積するというのが実際に行われております。これは35条に違反するのではないかなというふうに私は考えておりますけれども。

こういう、要するにコンピュータというものができると、今まで35条だけでやっていたことが難しくなってくるということが起こります。こういうものについては、何らかの補償金制度を確立して、これは昔から私も提案しているんですけれども、生徒一人10円ぐらい払って、

それで35条をもう少し広げるといふような具体的なことをやれば簡単に解決することであり
ます。

そういうふうな解決のために様々な具体的な現実的な方法はいくらでもあるんですね。そ
ういうことをのんびりしたペースで議論を続けている結果、日本版フェアユースを導入せよと
いふような議論が起こるのではないかなといふふうに思います。

ですから、この場ではもっといろいろな具体的な提案をして、それで解決できるんじゃない
かということを考える必要があるのではないかなと。

その上で、最後まで残る問題があるとしたら、それは非常に著作権法の根幹に関わる問題で
ありますから、じっくり時間をかけて、著作権法そのものを抜本的に改革するといふようなこ
とを検討することも必要ではあると思うんですけども。当面こうして欲しいという利用者
のご意見に対して、なるべく早く具体的に対策を立てるといふことも平行してやる必要があ
るのではないかなといふふうに考えます。

【野村主査】 宮川さん。

【宮川委員】 先ほどタイムフレームを、どのようなスケジュールでやっていくかと伺って、
1年の委員任期にこだわらないといふようなお言葉をいただいているんですが。三田委員が
指摘になっているように、確かに著作権のこの世界は非常に動きが速いので、この基本問題
小委員会が高所からいろいろ議論するといふものを期待されているのは重々承知しているん
ですが、やはりただ議論していて、世の中が動いていって、何か結論を出そうとしている
ところに何も提言できないで終わってしまうということにはならないように、じっくり検討
するにしても、やはり常にスピード感というのは意識して進めていただきたいというのが
要望としてございます。

三田委員はフェアユース規定のことについてお話しされておりますが、著作権法施行令等
の一部改正についてブルーレイ・ディスクの件で文化庁の高塩さんから関係団体各位に出
された通知の最後の方にもございますように、アナログチューナーを搭載していないレコー
ダー等が出荷される場合や、アナログ放送が終了する平成23年7月24日以降におい
ては関係者の意見の相違が顕在化する可能性があつて、その制度自体関係者の協力が
十分得られないようになるおそれがあるといふふう書いてあります。

いろいろな報道を見ますと、この問題が顕在化するおそれがある、ではなくて、もう
顕在化している時期だと思っておりますので、フェアユース規定だけではなく録音録画補
償金の問題もやはりスピード感を持っていただけたらと思っております。よろしくお願
いします。

【野村主査】 それでは、ほかにご意見いかがでしょう。

【いで委員】 前回にもちょっと言いましたけれども、やはり小委員会ですから、ここでやはり解決しなければならない、あるいは答えをある程度出さなければならないというものは早急にこの年度内に、2009年度に何らかの結論を出したいというのだけでも9項目もあるわけで。これに対して、あと残りこの年度とって何カ月あるのかと云ったら、10カ月もないわけですから。本当にこの先ほど三田委員が言われたように、資料を事前配布するなり、関係者を呼んで意見を聞くなりというようなペースというものは本当にもっと上げていかなきゃならないでしょうし。そういうふうに思います。

とりあえず、ですから、小委員会ですから、何も総論を言い合うということではなくても、とりあえず今年じゅうに解決したいという、解決しなければならないというような問題からだけでも早急に結論が導き出せるような会議の進め方というものをやってもらった方がいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

【野村主査】 今お三方からどちらかという具体的な問題を先に議論しろという趣旨のご意見を伺ったと思います。この委員会はもともと設置のときに、基本問題小委員会ということで基本問題ということで、ほかの小委員会との関係というのはちょっとファジーなところがあります。特に法制問題小委員会との関係だと思わすけれども、そちらの方はかなり具体的な問題を扱うということで、もうちょっと基本的な問題をここで議論して、それが具体的な問題の解決につながるということを期待するというので本章委員会が設置されているわけでございます。その辺の他の委員会との関係というのがありまして。これも、事務局もその辺はちょっとお考えだと思うのですけれども。その辺いかがでしょうか。

【関文化庁審議官】 今、主査の野村先生の方からご指摘をいただいた点でございますけれども、事務局としてもそのように考えておるところでございます。こういったご議論をしていただく際に、当然個々具体のケースというのがいろいろな形で出てくるというのはご指摘のとおりでございますけれども、私どもとしてはやはり他の委員会等との関係もございまして、この小委員会におきましては基本的な事項についてご議論いただければと思っておるところでございます。

個別具体の問題につきまして、制度的な対応が必要ではないかというものにつきましては、法制問題小委員会の方で主としてご検討いただいております。

それからまた、民間での取組によって解決できるものにつきましては、それぞれ民間での取組を進めていただくということが大切なのではないかと思っております。

ただ、ご指摘のように、そういった状況はどうなっているのかということはこの場でのご議論に際しましても必要なことであろうと思っております。例えば本日の参考資料4といたしまして、法制問題小委員会の方でどのような議論がなされているのかということをお配布させていただいておりますけれども、こういった形で適宜他の小委員会における議論の動向等もこちらの小委員会にご紹介をさせていただければと思っておりますのでございます。

【野村主査】 佐々木委員、どうぞ。

【佐々木委員】 野村主査から、あるいは今事務局からご説明があったので大体私もそうだろうと思っているんですけども。結局この場で何を論ずるかというときに、個々具体のケースについて解決を求めようとするのか、それとも個々具体のケースというものを念頭に置きつつ、やはり文化振興のために著作権制度というのはどういう役割を果たすのか、あるいは文化社会状況あるいは科学技術の変化とか人々の意識というのも随分変わっていますから。そういう中で著作権というのは今後何を担うべきなのかということをお議論するのかによって、随分やり方が変わってくるんだと思うんですね。

基本問題小委員会というものが設置されたそのねらいから言えば、個々具体のケースというのは常に念頭に置かなければ、つまり一般抽象的なことを論じていたら意味がないわけですから。そういうものを念頭に置きながら、そういう広く文化論的な立場から著作権制度の在り方について論議し、今後のそういう具体的なケースの解決を視野に入れつつ今後の施策の在り方を検討していくということなのだろうというふうに私は思っています。

【野村主査】 ほかにご意見いかがでしょうか。

いで委員、どうぞ。

【三田委員】 法制問題小委員会との兼ね合いということなんですけれども、その兼ね合いを考えすぎて、余りにも何か問題提起が抽象的すぎるのではないかなというふうに思います。法制問題小委員会というのは当面差し迫った法律の改正について議論をするところだろうと思うんですね。そうすると、こういう基本問題委員会というテーマでもいいんですけども、こういうところでは具体的にどういうふうに法律を変えたらいいか分からないけれども、しかし、早急に議論すべきテーマというものがあろうと思います。

例えば、来年法制問題委員会で取り上げなければならないというようなテーマについて、この席には著作者の方がたくさんいらしておりますので、こういう席に利用者の方を呼んで、それで議論をすることによってどういうふうにシステムを変えていったらいいかということが見えてくるだろうというふうに思います。そうすると、来年再来年に法制問題の方で取り上げて

もらうテーマが見えてくると思うんですね。

そういうふうにあくまでも非常に近々の近未来に問題となるようなものについて具体的に検討していくという姿勢がないと、非常に抽象的なものになってしまいますと、100年先の議論をするようなことになってしまう可能性があります。そうならないように、なるべく具体的な問題の設定をして議論を進める必要があるのではないかなというふうに考えます。

【野村主査】 いで委員。

【いで委員】 全く同じ意味合いのことなんですが。ここではそうしたら問題提起はしても、さしたる結論は出さなくても、それは法制委員会の方に委ねるという意味合いを持って言われたということなんでしょうか。

【野村主査】 必ずしもそういうことではないと思いますけれども。

【関文化庁審議官】 決してそんなつもりではございません。

【野村主査】 こちらで例えばフェアユースならフェアユースについていろいろ議論していただきますが、どちらかというところでは、基本問題小委員会ということでむしろ全体的なところから議論していただいて、それとうまく法制問題小委員会との議論とが融合して行って、最終的に著作権分科会として具体的な方向性のある結論が出せれば一番いいのではないかとこのように考えております。

里中委員、どうぞ。

【里中委員】 すみません、ちょっとずれるかもしれませんが。そういうことであれば、具体的でないことも語ってもいいという面もあるのかもしれませんが、あいまいな感じでことが進んで来て、あつという間に1年2年たってしまうという。どちらの言い分も聞いてみると、それは結論が出ないんですけれども、言い分をはっきりさせるための言葉の使い方ってあると思うんですけれども。

私ずっとなじめないのが、この日本版フェアユースという言葉なんですね。そもそもフェアユースというと、アメリカと同じように理解して使うのだということが前提にあるからわざわざ日本版フェアユースとつけるんですが。やはりどうしてもこれはいくら日本版とついていても、アメリカのフェアユースの概念を基にちょっと変えてあるようなものを目指してるんだよとしか受け止められないんですよ。一々これから先も我が国の著作権利用の考え方を日本版フェアユースという言い方をするのかどうかって少し疑問に感じております。

また、フェアユースというのは大変聞こえのいい言葉なんですが、実際に私たち日本人が受け止める微妙な感覚、そこまで受け止めて使っているのかどうか、それも不安なんですね。英

語のニュアンスを自国語のように受け止める方たちばかりとは限りませんので。そこで何かこれはフェアユースだよと言われて、何もかもがはっきりしないまま進んでいくおそれも感じております。

ですから、何となく警戒心が生じるのは、このわざわざアメリカの言葉に日本版というのをくっつけてやっているというので。何かもっと分かりやすくはっきりと日本語としてとらえられる、我々たちなりの新しい日本語としての概念を、日本語でつけて話合うということはいかがなんでしょうか。もう遅いんですかね、そういうのは今ごろ言っても。

【野村主査】 松田委員、どうぞ。

【松田委員】 フェアユースという言葉はまさに里中委員が言われるような問題点を含んでおりまして、審議会外でもこのフェアユースという言葉を使うのではなくて、考えます議論をする場合には権利制限の一般的規定ということで言葉を使ったらどうだろうかと。フェアユースというのはアメリカの制度があつて、これと日本の違いを日本版にしようというような議論になってしまっています。

アメリカ的フェアユースは日本人が考えているほどそんな広いフェアユースじゃありませんし。それから、アメリカ的なフェアユースを導入している国というのはむしろ少ないわけでありまして。であるならば、日本はもう少しゼロベースで考えて、先ほど言いましたように、具体的に何か規定がないとおかしいだろうというようなところから議論をすべきと考えます。

この件については法制委員会に「著作権制度における権利制限規定に関する調査研究報告書」（文化庁委託）があります。上野先生が委員長になって作った報告書です。そこでも、日本において具体的に不都合が生じている事案が挙げられています。そんなにたくさんではありません。ビジネス的なスキームを作るためのフェアユースではありません。誰が考えてもあえてフェアユース導入しなくとも適法ではないかという事例と、立法で解決された事例、判例で解決された事例がほとんどでありました。これらは一回も訴訟が起きていません。誰が考えても適法という部分、しかし、制限規定には現行法上ないというものをを出してみれば、それはかなり当たり前の部分になってくる。そういうものを議論していくという意味では、私はアメリカ的なフェアユースという言葉の先行させて議論するのは何か間違うかなというふうに思っております。里中意見と私は同じだと思っております。

そういう意味で、具体的なものを出さなきゃ議論にならないでしょうという趣旨のことを言いました。今ビジネス的なスキームとしてこういうのが必要なんだからフェアユース論でやらせてくれという意見を外から出してもらわないと、反論のしようもないし賛成のしようもない

ですね。

【野村主査】 ほかにご意見いかがでしょうか。

大林委員、どうぞ。

【大林委員】 私的録音録画補償金制度ですが、一応、Blu-ray機器が政令指定されたのですが、これからの議論については、「ダビング 10」との関係だけでなく、なぜ補償金制度ができたのかということ、もう一度改めて議論するところに来ているのではないのでしょうか。補償金制度が不要というなら、なぜ不要なのか、なぜ機器の購入者が支払うのか、メーカーはなぜ負担しないのか、これらを根本的に今一度議論することで、基本問題小委員会が意味を持つのではないのでしょうか。もちろんテーマによるとは思いますが。

こうした問題設定を明確にして、ヒアリングなどを実施していただければと思います。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 私は次かその次ぐらいに言おうと思っていたことなんですけれども、今日何か時間が余ってるみたいなのでちょっと先取りして言わせていただきたいことがあります。グーグル問題というのが今大変話題になっております。これは書籍検索及び図書館の書籍をデータベースにして検索できるようにし、また将来的には、例えば図書館でプリントする場合、それから一部だけでなく書籍の全体を一般のユーザーに配信をします。これはもちろん有料であります。そういうシステムを作ろうとグーグルがしたわけでありましてけれども。そういうことを提案する前に先にデータベースを作ってしまったわけですね。これは明らかに複製権の侵害であります。そういうときにフェアユースだというようなことが言われるわけであります。

アメリカのフェアユース規定、非常に分かりにくい文言でありますけれども、私が読み取ったところ、著作者に迷惑がかからない、かかるかどうか十分に検討しなさいよというぐらいの文言が書いてあるだけであります。迷惑をかけるなどは書いてないんですね。ささいな迷惑ならいいだろうぐらいに読み取れるようなそういう文章であります。

そもそもグーグルの検索エンジンそのものがグーグルのサーバーの中に全世界のホームページのコピーが全部入っているというものであります。私が作っているホームページのコピーも入っているわけですね。これは無断の複製だろうというふうに思うわけでありましてけれども、アメリカではこれ迷惑かからないだろうということでコピーをサーバーの中に入れてしまうわけですね。ホームページというのはどうせただで見てもらうもんだから、結果的には迷惑かけていないでしょうというようなことでずるずると検索エンジンというものが合法的なものにな

っていくという過程があります。

日本の場合はそういう規定がないので、検索エンジンを日本で作ろうとすると権利制限を拡大しなければいけないと。この手続が面倒なので、将来的に何か全く新しいものを研究開発し、それを実施しようというときに、一々こんなものをやりますので権利制限を拡大してくださいというのは大変に手間がかかるし時間もかかるし、これは産業の成長を阻害するんだというような議論だろうと思います。

私はこれは、例えばインターネットに関してだけ研究開発のための複製をある程度こういう目的ということを決めずに利用できるような権利制限というものを作ればいいのであって。あらゆるものを包含するような一般規定を作る必要はないのではないかなというふうに考えておりますけれども。

一方で、今回のグーグル問題というのはグーグルが勝手に複製を作ってしまったということで、先日アメリカの作家協会の事務局長が来日して説明をされましたけれども、我々は当初この違法な複製をひたすら糾弾するという事しか考えていなかったんですけども、アメリカの作家たちは、できてしまったものは仕方がないので、これを利用するんだということで、作家たちが中心になってブックライトレジストリーというものを設定して、このグーグルが作ったデータベースを作家たちが管理して使用するんだというようなプランを立てて、これで現在和解の提案がなされているわけですね。

そのブックライトレジストリー、著作権レジストリーというものでありますけれども、これは和解によって得られる補償金、賠償金を基金として作るというものであります。

私は今回のグーグル問題というのは、ハーバード大学などにあった日本語の書籍が無断で複製されているという問題であるわけでありましてけれども、これを、わずかな損害でしかないんですけども、これを日本で解決するためには日本版の著作権レジストリーを作る以外にないだろうなというふうに考えておりますけれども。

同じことが、国会図書館が今年100億以上予算がついてもうスタートしておりますデータベースの作成についても、これを今後どう利用していくのかということを考えると、何かそういう管理組織を作る必要があるだろうというふうに思っております。

グーグル問題ではグーグルが賠償金を払うんだということで、それを基に基金を作るわけでありましてけれども、日本版のそういうレジストリーを作るということになると、誰がお金、基金を作るんだということになるだろうと思います。国会図書館のデータベースをより利用したいということはこの知財戦略本部も提案をしているわけでありましてから、知財戦略本部がお金

を出してくれるのか、国会図書館が出すのか分かりませんが、そういうものを作るとい
うことを検討しなければならないなというふうに思っております。

これは1つのアイデアなんですけれども、今ネット関係でもなかなか許諾を求めるのが難し
いということが言われておりますけれども、そういう意味では、何かこういうあらゆる著作者
を網羅するような管理組織を作るということによって、多くの問題が解決するのではないかな
と。例えば、著作権の保護期間を延長するという問題も、70年に延長して行方不明の作家が
増えるんだという議論がありますけれども、これもこういう包括的な管理組織というものを作
れば、大部分は解決する問題だろうというふうに思います。

そういうビジョンをこういう会議の場で検討するというようなことがあってもいいのではな
いかなと。ビジョンなしに漠然と考えていたらどんどん時間ばかりがたってしまうと思うん
です。ですから、必要ならばこのメンバーに一人一人何か具体的なビジョンを出して、それ
についてみんなで検討をするというような議論の進め方が必要なのではないかなというふう
に思います。

【野村主査】 ほかに、ご感想いかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】 我々が今やらなきゃいけないことの1つに、優先順位をつけることがあると
思います。様々なテーマが挙げられていますけれども、例えばフェアユースにしる、それから
補償金の問題にしる、期間延長の問題にしる、そうした個別のテーマというのはいずれも手段
でありまして、じゃあ一体その手段で何を解決するのかというそういった論点のレベルです。な
例えばフェアユースでいうと、デジタル化あるいはネットの広がりによって利用に不具合が生
じていることを何らか解決しなければいけないと、そういう論点であればそういう論点。ある
いは補償金の問題であれば、ハードとソフトの間の所得の再分配という論点があるとしたらそ
ういう問題。そういった論点レベルで並べてみて、今どこからどういう順番に手をつけなけれ
ばいけないのかということ整理してみたらいいのではないかと思います。

その優先順位のメルクマールなんですけれども、それは先ほど来意見が出ておりますように、
実例とか実態ベースで考える。そこで実態ということが出てくるのかなと感じています。制度
を変更する実需の強さと言い換えてもいいのかもしれないかもしれませんが、それは定量データでな
されるべきだろうと思います。そうした制度変更を加えることによって、実態が何がどう動く
のかということを経験問題にしるフェアユースにしる、制度を動かそうと提案される側に立証
していただいて、その上で議論をするということがいいのではないかと思います。

以上です。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

【松田委員】 今、三田先生が提案の何か具体的なスキームでしょうかね、それを各委員が議論のたたき台としてというのでしょうか、出すというのは提案なんですけれども。可能ならやってみたらいいかなと私も思いますが。三田先生のご意見をただ言いっ放しで終わるとしたらもったいないと思うんですけれども。

デジタルネットワーク社会、インターネットの社会で流通をどう促進するかということと、著作権者にどういうふうにもその正当な対価を配分するかというこの2つの問題を調整するには、現行著作権法だけでできる問題ではありません。2当事者間の権利義務関係で民事裁判だけで解決なんか図れっこないわけです。それは答えは分かっているわけです。そうすると、著作権法上の少しわきに、こういう制度があったらいいよねという提案に必ずなるわけですね。それが世の中には出てきております。NHKのアーカイブの権利処理の例があります。

そういうものを出してみても、なるほどそれならば解決が図れるねと。もしかしたらそういうものを促進しなきゃいけないねというふうになるかもしれない。それを出してみようというのは、具体的であり基本的な問題を出すことになるのではないかと私は思っています。

三田先生の発言がそのまま終わってしまうのではなくて、私はそれに賛成したいので、少し委員の中で出すという提案をもんではいただけないでしょうか。

【野村主査】 それは結局、資料2で書かれている想定される論点の②、③ということに帰着するのではないかなと思ってこれまでの発言を伺っていました。

【松田委員】 でも、これ②、③もやはり具体的に出さないと。

【野村主査】 ですから、もちろん基本問題小委員会がどういう目的で設置されたかというのはご理解いただけたと思うのですけれども。この小委員会では具体的な論点の検討を全くもちろん排除しているわけではなくて、ただ法制問題小委員会と同じような議論をしてもこの委員会としての存在理由はなくなってしまうわけです。こちらでは基本問題小委員会ということで設置されているというその目的に合った形で議論したいと考えています。その議論の中身としては、今松田委員が三田委員の発言をパラフレーズしたようなことに結局なるのではないかなと私は個人的には思っていますけれども。多分事務局もそういうお考えでよろしいのではないかなと思います。

ほかにございませんでしょうか。

三田委員。

【三田委員】 委員長と事務局がそのようにお考えであられますと大変よいことであるというふうに思います。

以上です。

【野村主査】 事務局も多分そういうお考えだと思いますが、課長からご発言いただけますか。

【山下著作権課長】 各委員からビジョンといいたしめようかお考えを、具体的なものももしあれば折り込んでいただきながら出していただくというのは、小委員会として合意があるということであれば、どういう段階と手順でお願いするかは、ちょっと野村先生とご相談しながら、改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

【野村主査】 それでは、今日の段階では、一応今後の進め方としてはいろいろご意見いただきましたので、もうちょっとこの資料2を修正した形でお示しするという対応したいと思います。ただ、いろいろ根本的な著作権制度の問題を考えるに当たっては、いろいろ関係者からの意見を聞くということもまた、これはどっちが先かというのはなかなか難しい問題もありますけれども、そちらの方も併せて事務局との間で準備を進めていきたいと思いますので、そういう形で進めさせていただいて、具体的にこういうところでこういう観点からヒアリングをしたいというようなことで委員の方には予めご通知申し上げるということによろしいでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

本日まだ多少時間が残っておりますが、この議論は以上にしまして、最後に、前回の小委員会で大林委員からご提案がございました、委員欠席時のオブザーバー出席についてお諮りしたいと思いますが。前回の小委員会では事務局の方に取扱いの整理をお願いしましたので、まず事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

【黒沼著作権課課長補佐】 前回ご提案のあったオブザーバー出席の件でございますけれども。著作権分科会の各小委員会では、これまで基本的に委員ご本人以外の出席を認めていないという取扱いを行っております。

ただ、本小委員会につきましては、分科会所属の委員を中心として小委員会の委員をお引き受けいただいておりますので、その関係で団体の要職に就かれている方も多ということもございまして、ご多忙などのご事情でご出席いただけないという場合も多いようでございます。

このような観点からも、限られた日程の中で円滑にご意見を発表していただくという観点から、主査のご判断により適当と認められる場合、こういった場合には、委員本人がやむを得な

い事情で出席できないときに委員本人が指名する者のオブザーバーの出席を認めて発言を認めるということにしてはどうかと考えてございます。ご意見をいただければと思います。

もちろん、事前にペーパーをご提出いただくという形もあるわけでございますけれども、この小委員会の場の議論をその場の進展に応じて柔軟にご議論いただくという観点からは、そのような方法だと当然限界もあるわけでございますので、そのような点からオブザーバー出席という形を考えてみてはどうかと思っております。

なお、オブザーバー出席する場合には、定足数としてはカウントしないということと、議決権も持たないということにしたいと思っております。

ご意見をいただければと思います。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

本日幸い比較的多数の委員にご出席いただいておりますけれども、なかなかこういうような日程を確保するというのも必ずしも簡単ではありませんので、私としては本小委員会での議論が活発になされるためにも、オブザーバーの出席を認めてはどうかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松田委員】 事務局提案でいいんじゃないでしょうかね。

【野村主査】 では、そういうことで、次回からオブザーバーの出席を認め、かつ発言も認めるということにさせていただきます。

それでは、最後に、事務局から何かご連絡がありましたらお願いいたします。

【黒沼著作権課課長補佐】 次回の日程は調整中ございまして、また進め方を含めまして主査とご相談の上、ご連絡をさせていただきたいと思っております。

【野村主査】 それでは、本日はこれで第2回の基本問題小委員会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。